

(別添 1)

○ 8月3日付追加分の修正について

(問 22) 平成 21 年 11 月以降に申請のあった事業者に対して、10 月サービス提供分にかかる交付金の支払いを行うことは可能か。
--

(答)

交付金は、原則として申請月のサービス提供分から対象とすることとしており、申請月より遡っての支給は認められないが、平成 21 年度補正予算の一部見直しによる影響等を考慮し、平成 21 年 12 月中に申請のあった事業者に限り、特例的に 10 月サービス提供分に遡及して交付金を支払うこととする。